

# 東京慈恵会医科大学大学院学則

制定 昭和31年3月1日

改定 令和2年4月1日

## 第1章 目的

- 第1条 東京慈恵会医科大学大学院（以下「本大学院」という。）の医学系専攻は、臨床医学を中心に基礎医学および社会医学をも含めて優れた研究者の養成を主眼とし、自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とそれに加えて医学の教育に求められる多様な指導力を養い、その基礎となる豊かな学識を深めることを目的とする。看護学専攻は、看護実践の発展に貢献できる優れた研究者、教育者、管理者の養成を主眼として、看護学分野における高度の研究能力と、人間中心の最善の看護を提供できる人材を教育する能力を養い、その基礎となる豊かな学識を深めることを目的とする。

## 第2章 大学院の組織および修業年限

- 第2条 本大学院に医学研究科を置く。  
第3条 本大学院医学研究科に次の専攻と課程を置く。

専攻	課程
医学系	博士課程
看護学	博士前期課程
	博士後期課程

- 第4条 本大学院医学研究科は医学系専攻および看護学専攻とする。  
第5条 修業年限および在学年数は次のとおりとする。  
(1) 医学系専攻博士課程の修業年限は4年を標準とし、在学年数は8年を超えることができない。  
(2) 看護学専攻博士前期課程の修業年限は2年を標準とし、在学年数は4年を超えることができない。  
(3) 看護学専攻博士後期課程の修業年限は3年を標準とし、在学年数は6年を超えることができない。

## 第3章 学年、学期および休業日

- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
第7条 学年は2学期に分ける。  
前学期 4月1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで  
第8条 休業日は次の通りとする。ただし、休業日に講義、演習などを実施することがある。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日  
(3) 本学創立記念日 5月1日  
(4) 学祖 高木兼寛先生記念日 10月第2土曜日

## 第4章 収容定員

- 第 9 条 入学定員および収容定員は次のとおりとする。
- (1) 医学系専攻博士課程は入学定員 66 名、収容定員 264 名とする。
  - (2) 看護学専攻博士前期課程は入学定員 10 名、収容定員 20 名とする。
  - (3) 看護学専攻博士後期課程は入学定員 3 名、収容定員 9 名とする。

## 第 5 章 授業科目および履修方法

第 10 条 授業科目は次のとおりとする。なお、細目については別に定める。

1 医学系専攻博士課程

専攻名	授業科目名
医学系	器官病態・治療学
	成育・運動機能病態・治療学
	神経・感覚機能病態・治療学
	病態解析・生体防御学
	社会健康医学

2 看護学専攻博士前期課程

専攻名	分野名
看護学	先進治療看護学
	基盤創出看護学
	母子健康看護学
	地域連携保健学

3 看護学専攻博士後期課程

専攻名	分野名
看護学	実践開発看護学分野

第 11 条 授業は共通カリキュラムと選択カリキュラムからなる。

第 12 条 教育上必要な場合には研究科委員会の議を経て、次のことを行うことができる。

- (1) 他の大学院または研究機関において研究指導を受けることができる。
- (2) 夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を受けることができる。

## 第 6 章 授業科目の履修の認定

第 13 条 授業科目の履修の認定は試験または研究報告によって行い、その方法は授業科目を担当する医学研究科教員がこれを定める。

- 2 博士前期課程における他大学院既修得単位認定については、別に定める。

第 14 条 合格した授業科目については所定の単位を与える。

第 15 条 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。病気その他の事故のため試験を受け得なかった者のために追試験を行うことがある。

## 第 7 章 課程の修了

第 16 条 各科目に対する単位数は次の基準によって計算する。

- (1) 講義・演習は 15 から 30 時間を 1 単位とする。
- (2) 実習は 30 から 45 時間を 1 単位とする。

第 17 条 医学系専攻博士課程に 4 年以上在学して医学研究ならびに医学教育に関する授業を合

- 計30単位以上履修するとともに、研究指導を受けて独創的研究に基づく学位論文を提出し、学位論文の審査および最終試験に合格することをもって修了とする。ただし、3年以内に修了の要件を満たした場合については在学期間を3年とすることができる。
- 2 医学系専攻博士課程において単位を取得したのみで退学した者も入学より8年以内の場合、学位論文の審査および最終試験を受けることができる。
  - 3 看護学専攻博士前期課程は2年以上在学し、看護学研究ならびに看護教育に関する授業を合計30単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査および最終試験に合格することをもって修了とする。  
看護学専攻博士後期課程は3年以上在学し、看護学研究ならびに看護教育に関する授業を合計13単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査および最終試験に合格することをもって修了とする。

## 第8章 学位論文審査および最終試験

- 第18条 医学系専攻の学位論文は指導に当たった医学研究科教授を通じ、所定の書類および手数料を添えて研究科委員会に提出しなければならない。
- 2 看護学専攻の学位論文は指導に当たった医学研究科教授・准教授を通じ、所定の書類を研究科委員会に提出しなければならない。
- 第19条 論文審査は、論文を受理した後原則として6ヶ月以内に終了するものとし、最終試験は論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究能力について筆記または口頭で行うものとする。この論文審査および最終試験は研究科委員会により選出された委員で組織する学位論文審査委員会が行い、学位論文審査委員長はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告に基づいて可否を決定する。
- 第20条 医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出する者は、同課程を経て学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、且つ医学に関し同様に広い学識を有することが試験により確認された者でなければならない。その試験は口頭または筆記で行い、外国語（英語）を課すことを原則とする。

## 第9章 学位およびその授与

- 第21条 学位は博士（医学）（東京慈恵会医科大学）、  
博士（看護学）（東京慈恵会医科大学）、  
修士（看護学）（東京慈恵会医科大学）とする。
- 第22条 学位は次に該当する者に授与される。
- (1) 博士（医学）
    - ①本大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者
    - ②大学院医学研究科医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出し、その審査および試験に合格し、大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると研究科委員会で認められた者
  - (2) 修士（看護学）  
学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程を修了した者に授与される。
  - (3) 博士（看護学）  
学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士後期課程を修了した者に授与される。

## 第10章 入学、退学、休学、転学

- 第23条 入学の時期は学年のはじめとする。

## 第 2 4 条

医学系専攻博士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（原則として医学・歯学または獣医学、薬学（6年制）の課程を修了した者および大学院修士課程を修了した者）
- (2) 学位授与機構で学士（医学・歯学または獣医学、薬学（6年制））または修士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者または大学院委員会が認めた者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校<sup>\*1)</sup>において、修業年限が5年以上である課程を修了すること<sup>\*2)</sup>により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - \*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。
  - \*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものにおいて課程を修了することを含む。
- (6) 臨床に直接かかわる授業細目を選択する者は、原則として医師の免許を有し、2年間の臨床研修を修了した者とする。

2 看護学専攻博士前期課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士または学士相当と認められた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、入学時に3年以上の看護関連の実務経験を有する者とする。
- (2) 看護系大学を修了した者
- (3) 看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、外国において学校教育法における16年の課程を修了し、大学院委員会が認めた者

3 看護学専攻博士後期課程に入学できる者は次のいずれかに該当した上で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者、またはそれに相当する学位を授与された者
- (2) 大学を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事し、修士の学位を有する者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者
- (3) 個別の入学資格審査により修士の学位を取得した者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者

## 第 2 5 条

医学系専攻博士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は一般入試、社会人入試とし研究科委員会がこれを定める。

- 2 看護学専攻博士前期課程および博士後期課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は研究科委員会がこれを定める。

## 第 2 6 条

入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真および入学検定料を添えて提出しなければならない。なお、入学検定料は別に定める。

## 第 2 7 条

選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書および他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 前項誓約書において独立の生計を営む成人1名を保証人に定める。
- 3 保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

## 第 2 8 条

医学研究科長は前条に定める入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

## 第 2 9 条

事情により退学する者は、保証人連名の退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

## 第 3 0 条

疾病その他やむを得ず休学するときは、事由を記入した休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

- 2 疾病その他の事由によって学習することが不適当と認められる場合には、研究科長は休学を命ずることがある。
- 3 休学期間は通算して2年を越えることができない。

- 4 休学期間はこれを在学年数に算入しない。
- 5 医学系専攻博士課程における1年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1年として計算する。
- 6 看護学専攻博士前期課程は半期ごとの休学を認める。博士後期課程は、1年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1年として計算する。

第 3 1 条 他の大学院から本大学院へ転入を志願する者については、本研究科委員会において選考の上、研究科長がこれを許可することがある。

第 3 2 条 本大学院から他の大学院へ転学を志願する者は、授業科目担当教員を経て研究科委員会の承認を得、研究科長の許可を受けなければならない。

## 第 1 1 章 授業料および入学金

第 3 3 条 医学系専攻に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料および入学金を納めなければならない。

- (1) 医学系専攻博士課程の授業料は年額400,000円、入学金は100,000円とする。
- (2) 授業料は前期に全納するか、または次の2期に分けて納めなければならない。  
前期 200,000円 納期 4月30日まで  
後期 200,000円 納期 10月31日まで
- (3) 単位未取得により標準修業年限をこえた場合は前項に準じて授業料を納めなければならない。

2 看護学専攻に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料および入学金を納めなければならない。

- (1) 博士前期課程の授業料は年額800,000円、入学金は200,000円とする。  
授業料は前期に全納するか、または次の2期に分けて納めなければならない。  
前期 400,000円 納期 4月30日まで  
後期 400,000円 納期 10月31日まで
- (2) 標準修業年限をこえる授業料については学期ごとに半額とする。
- (3) 博士後期課程  
授業料は年額 600,000円、入学金は 200,000円とする。本学博士前期課程から博士後期課程に入学する者は、入学金を免除する。  
授業料は前期に全納するか、または次の2期に分けて納めなければならない。  
前期 300,000円 納期 4月30日まで  
後期 300,000円 納期 10月31日まで

第 3 4 条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず一切返還しない。

## 第 1 2 章 外国人特別学生および聴講生、研究生、科目等履修生、長期履修生

第 3 5 条 本大学院医学研究科へ入学を志願する外国人で、外務省在外公館または本邦所在の外国公館の紹介のある者は、第24条の規程にかかわらず選考の上、外国人特別生として入学を許可することがある。外国人特別生は定員外とする。

第 3 6 条 特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、選考の上聴講生として入学を許可することがある。

第 3 7 条 医学系専攻博士課程の聴講生として入学を志願し得る者は次に該当する者とする。なお、入学の手続き、入学金、聴講料については別にこれを定める。

1. 修業年限4年以上の大学を卒業した者
2. 前号と同等以上の学力があると認められた者

第 3 8 条 医学系専攻博士課程の研究生、科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

- 2 看護学専攻博士前期課程および博士後期課程の科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

### 第13章 運営組織および教員組織

- 第39条 本大学院医学研究科に研究科長を置く。本研究科長は原則として学長がその任にあたる。なお選考の規程は別に定める。看護学専攻の専攻長および副専攻長は研究科長が指名する。
- 第40条 本大学院医学研究科教員は東京慈恵会医科大学教授でかつ別に定める基準により選考される。なお、准教授および講師をこれにあてることができる。
- 第41条 本大学院に研究科委員会を置く。研究科委員会は研究科委員会（医学系専攻）と研究科委員会（看護学専攻）で構成する。
- 2 研究科委員会（医学系専攻）と研究科委員会（看護学専攻）のそれぞれの委員長は研究科長が指名する。
  - 3 研究科委員会（医学系専攻）は医学研究科教員のうち、教授である者をもって組織する。
  - 4 研究科委員会（看護学専攻）は研究科授業担当教授、授業担当准教授をもって組織する。
- 第42条 研究科委員会の委員長は研究科長がその任にあたる。
- 第43条 研究科委員会は次の事項を議決する。
- (1) 研究科の授業担当者の選考に関する事項
  - (2) 研究科の教育課程に関する事項
  - (3) 入学、修了、退学、休学などに関する事項
  - (4) 試験に関する事項
  - (5) 学位論文審査並びに最終試験に関する事項
  - (6) 研究科長の諮問事項に関する事項
  - (7) その他学事に関する事項
- 第44条 本大学院の各課程に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を審議する。
- 第45条 医学系専攻の大学院委員会は、研究科長、研究科委員5名以上をもって構成し、オブザーバーを置くことができる。
- 2 看護学専攻の大学院委員会の運営規程は別に定める。
- 第46条 大学院委員会の委員長は研究科長が指名する。

### 第14章 研究指導施設

- 第47条 本大学院医学研究科に研究室および実験、実習室を置く。必要に応じ医学部および大学附属病院の施設を用いる。

### 第15章 厚生保健施設

- 第48条 厚生保健施設については東京慈恵会医科大学学則第48条を準用する。

### 第16章 賞罰

- 第49条 賞については別にこれを定める。
- 第50条 本学の規則に違反し、または大学院生としての本分に反する行為をした者は研究科委員会の議を経て研究科長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
- 3 懲戒の手續等については、別に定める。

附 則 本学則は、令和2年4月1日から施行する。